

賞義

一義といふは、義理あひの事なり、我勝手にわろくして、めいわくにおもふ事もすべき筋の事には必する。我勝手によくとも、めいわくにおもふとも、すまじき事をば、決してせぬを義といふ也。

〔令義解三賦役〕凡孝子順孫○註。義夫節婦、謂辛威五代同製、郭雋七世共居之類。志行聞於國郡者申太政官、奏聞表其門閥○註。同籍悉免課役、有精誠通感○註。者別加優賞。

〔續近世畸人傳〕若狭興左衛門子兄弟

若狭大飯郡小堀村に興左衛門といへる農父あり、わかき時より慈悲深く、人もたゞならず。おもひけるに、ある夕暮二人連の女道者門にたち。○中 一人の女懷より男兒を出して、便なきまうしことにさぶらへども、旅はものうきならひなるに、女の足のはかぐ。しからず。○中 あはれ此子を養ひ給らば、心よく巡禮仕候はんといふ。○中 さて夫婦其子を宗四郎と名づけ、天よりあたへ給ふ所なりとて、大切に養育せしが、此後八年をへて實子をまうけ、名を儀八。とつけたるが兄弟むつまじく、やうしく長じて、ともに稼穡をつとめ、父母に仕ふること孝順也。後儀八はある人に奉公してありしが、宗四郎きかず、おのれはもと巡禮の子にして、所生もしられぬものなり。儀八は肉を分ちられしものなれば、彼に譲り給へといふ。父此よじを弟にかたれば、いなもとはしらず。吾生れぬさきよりの兄也。家を繼たまふこそ順なれといふ。宗四郎かたくうけがはず、おのれ此家にあらば、いつまでも此論絶じ、されども跡をかくさば、父母の哺養なしがたからん、いかにせましと思惟して、つひに隣村の豪農をたのみて奉公し、給米をことぐく。父母におくれて、家には歸らず、かかる間、與左衛門老病にて、むなしくなりしかども、家をつぐものなく、村長もであつがひて、兄弟相讓る旨を官に訴へければ、國君感賞し給ひ。宗四郎には、米若干を賜ひて、家を繼しめ、剩稅租を免し給ひ。弟儀八には別に月俸を賜、帶刀をゆるして褒美し給ふとぞ。

○按ズルニ、義夫ヲ賞スル事ハ、孝子順孫ト同ジク恒典トナレリ、孝篇ヲ參看スペシ。